

平成 30 年度 第 2 回鴨川市国保病院運営協議会 会議録

日 時 平成 30 年 5 月 29 日（火） 午後 3 時 00 分から午後 4 時 50 分まで

場 所 吉尾公民館 二階講堂

出席委員 8 名

佐久間章（会長）、渡邊 仁（副会長）、川崎浩之、金井 輝、黒野 隆、
高梨利夫、佐藤伴夫、永井光子

欠席委員 1 名

滝口 巖

事務局 市長 亀田郁夫

総務部長 松本憲好、健康福祉部長 牛村隆一、経営企画部長 増田勝己、
健康推進課長補佐 角田 守、経営統括支援員 大橋恵子

まちづくりプランナー 豊島まゆみ

院長 林 宗寛、事務長 岩瀬英彦、副院長 平野正美、副院長 関 洋史、
庶務係長 杉田哲弥、主事 松本恵一

傍聴者 なし

会 議

1 開会

（事務局）

皆さん、こんにちは。

本日はご多忙のなかご出席いただきありがとうございます。

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

先ず最初に、配布資料の確認をさせていただきます。

（資料の確認）

本日の会議でございますが、滝口委員から欠席の旨の連絡がございましたので、ご報告させていただきます。

なお、本日の会議でございますが、附属機関等の設置及び運営に関する指針により、議事録作成のため、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、平成 30 年度第 2 回鴨川市立国保病院運営協議会を開会させていただきます。

はじめに、市長よりご挨拶を申し上げます。

2 市長あいさつ

（市 長）

皆様、こんにちは。

本日は、平成 30 年度第 2 回国保病院運営協議会を開催したところ、お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今月の頭に1回やって、今日また2度目になりますけれどもよろしくお願いします。その中で、昨日市議会議員の選挙がございました。3名の皆様方、本当におめでとうございます。また、これから4年間よろしくお願いいたします。日頃より当院の運営につきまして、格別なご高配を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

今月の11日の第1回運営協議会におきまして、国保病院の経営形態の見直しについて検討していくことをご了承いただきましたので、更に検討を進めるために補正予算に委託料等を計上させていただく予定です。

本日の議案は、「経営形態の見直しについて」と「補正予算・第1号」についてご審議いただくこととしております。議案の詳細につきましては、事務局より説明をさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、会議に入らせていただきます。

佐久間会長、よろしくお願いいたします。

3 議事

(佐久間会長)

それでは、鴨川市立国保病院運営協議会設置条例 第5条第1項の規定により、議長を務めさせていただきます。議事進行に皆様のご協力をお願いいたします。

只今の出席委員は、8名でございます。設置条例 第5条第2項の規定により定足数に達しておりますので、開会させていただきます。

本日ご審議いただきます議件につきましては、報告並びに6月定例市議会において審議される予定でございますので、あらかじめご承知下さいますようお願いいたします。

これより議事に入ります。「国保病院経営形態の見直しについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

はい。

(佐久間会長)

健康福祉部長。

(牛村部長)

健康福祉部長の牛村でございます。それでは私からお手元の資料1によりご説明させていただきますと存じます。鴨川市立国保病院経営形態の見直しということでございますけれども、この資料は去る5月11日に開催をしました平成30年度第1回鴨川市立国保病院運営協議会において鴨川市立国保病院の経営形態の見直しにかかる説明の際、現在の国保病院の経

営形態になります。地方公営企業法の一部適用をはじめ、7つの経営形態等についてご説明をさせていただきましたが、本日はさらにこの国保病院の経営形態を見直すにあたり、総務省の新公立病院改革ガイドラインというのがございます。こちらに掲げられております、選択肢として特に見直しの割合が高い経営形態3つに絞りましてお手元の資料により、前回の説明と若干重なる点もありますけれども、ご説明をさせていただきます。

まずお手元の資料の四角枠がございますけれども、(1)地方公営企業法の全部適用についてでございます。この地方公営企業法の一部適用よりも、効果といたしましてはこの全部適用は事業管理者に対し人事予算等に係る権限が付与されますけれども、留意点にありますように、経営の自由度拡大の範囲は地方独立行政法に比べて限定的ということでございます。そして次に、(2)の指定管理者制度の導入についてでございますが、これは民間の医療法人等に経営管理を任せる方法でございますけれども、適正な指定管理者の選定に特に配慮が必要というようなことであります。地域、住民の皆様に国保病院といたしましては、思い入れのある病院の良さを維持しつつ運営されるという中でこの指定管理というのは無理な話というものも、その配慮が必要になるということもあるかと思えます。

そして、3段目の(3)地方独立行政法人化(非公務員型)についてでございますが、この法人は鴨川市が出資し設立する法人でございます。市が直営で病院業を実施する場合に比べ、予算や財務、契約、職員定数、人事面において、理事長の権限のもとに自立的な経営が可能となります。これまで実際に地方独立行政法人化した病院においては、人事面、財務面での自立性が向上し、経営上の効果を上げているケースが多いということでございます。こうした点を踏まえまして、一枚めくっていただきました裏面をご覧くださいと思います。こちらのほうは地方独立行政法人化した病院の状況でございますが、上段の表は平成19年度から平成28年度までで地方独立行政法人化した病院88病院ございます。この88病院の病床規模でございますけれども、もっとも多いのは200床から300床未満の病床の病院が18病院。率では20.5%となっております。鴨川市立国保病院の同等規模の病床が含まれます100床未満の枠では6病院が地方独立行政法人化をしています。

また、下段は平成21年度から平成28年度に地方独立行政法人化した病院の経営状況の表でございます。詳細について、どの程度の病床規模の病院が医療収支比率がマイナスかプラスか具体的な内容を確認できる資料が総務省のホームページにも掲載されているものがなかったため、明確なお答えができないところではございますが、参考までに全国の地方独立行政法人病院協議会というものがございまして、資料によりまして100床以下の病院で地方独立行政法人化した病院6病院のうち、医業収益が増または横ばいの病院は4つというかたちでデータが出ております。また病床利用率もその場合は7割から9割となっております。2つの病院は入院患者などの減により医業収益の減となっております。参考までに申し上げさせていただきました。これらが今現在、における経営形態の見直し、そしてまたその状況の中でも経営形態の見直しで最も割合の多い地方独立行政法人法の病院の状況ということでご説明をさせていただきました。

この点を踏まえまして、鴨川市立国保病院経営形態の見直しということで新公立病院改革ガイドライン。これは総務省が発行しているものでございますけれども、通知によりまして、

特に病床利用率が低水準である病院であると。まあこれは前回の5月11日の国保病院運営協議会でもご説明させていただきましたけれども、一般病床、療養病床の利用病床率がおおむね過去3年間連続して70%未満の病院については地域の医療提供体制を確保しつつ、これを前提として病床数の削減、診療所化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなど、抜本的な見直しを検討すべきということです。

鴨川市立国保病院も過去3年間病床利用率は6割弱というようなことでもございます。

5月11日の運営協議会でもご説明させていただいたところでもございますけれども、国保病院の経営形態の見直しを図ることについて前回の協議会では了承が得られたところではございますけれども、このことから第2回本日の協議会までの期間進めてきた経営形態の見直しにかかる動きというものを今の手元の資料中段から下段にかけて表でお示しさせていただきました。5月14日には栃木県小山市、これは地方独立行政法人として平成25年度に移行して医業収益もプラスになっている病院を参考にさせていただきました。主には自治医大からの医師の派遣あるいは研修医としても受け入れている病院でございます。

そして5月16日、これは鴨川市役所でございますけれども、国保病院職員に対し病院の形態の見直しについて検討していく旨を医師、看護師等、主任以上の職員を対象にしてこのような話をさせていただきました。5月23日には鴨川市立国保病院におきまして病院職員に対し、経営形態の見直しについても検討していく旨を説明させていただきました。これは5月16日の市役所での出席者以外の職員を対象にということで5月23日以降の3日間お話をさせていただきましたけれども、5月23日の中では館山市にて安房医師会の会長をはじめ、役員の先生方には国保病院の経営形態の見直しについても検討していく旨を説明させていただいております。

そして5月24日木曜日は病院職員への説明、5月25日金曜日は病院職員に対しての経営形態の見直しの説明、そして千葉県総務部こちらの方は公立病院の所管の部ということになります。国では総務省というかたちになりますが県の方の所管の部でございますけれども、国保病院の建替えに係る進捗状況の説明と経営形態の見直しということで説明をさせていただきました。国保病院の職員、安房医師会、千葉県においては今後の経営形態の見直しということについてはいずれも理解が得られたところでもございます。

それを踏まえまして裏面をご覧頂きたいと思いますが、今後の取組方針（案）でございます。平成32年度の開院を目指して進めている病院建替えと共に、国保病院の経営形態の見直しについても早急に実施していきたい。経営形態については、地方公営企業法の全部適用、指定管理者制度の導入、地方独立行政法人化などがあるが、その中でも全国的に病院の経営形態の見直しで最も多い「地方独立行政法人」化を視野に入れ検討を開始したいというものでございます。以上が鴨川市立国保病院の経営形態の見直しの説明とさせていただきます。以上でございます。

（佐久間会長）

ありがとうございました。

それでは説明が終わりましたので、質疑に移りたいと思います。

なにか質疑ございますでしょうか。

（佐藤委員）

はい。

（佐久間会長）

佐藤委員。

（佐藤委員）

2点ほどお伺いしたいと思います。1点は、5月14日に新小山市民病院を視察なさっておりますけれども、具体的にこの病院がもし収益の改善が図られていたとすると、どう言うことで独立行政法人化したことにより改善させているのか国保病院と比較した場合の具体的な改善点があったかを知りたいと思います。それともう一つはですね、独立行政法人化することにより独立性が強くなるということで、前回の説明会において市長から、国のほうから5,000万の交付金を頂いており、病院の運営には助かっていると思いますが、独立行政法人化することによりその交付金がなくなっていくのか。その2点についてお伺いしたいと思います。

（佐久間会長）

健康福祉部長。

（牛村部長）

1点目の具体的な小山市の改善の状況ということでお答えをさせていただきます。まずこの小山市民病院でございますけれども、こちらのほうは平成25年度に地方独立行政法人化したしました。300床の病院となりますので、鴨川市国保病院の70床規模とすれば、病床数は多い病院ではあります。特にこの病院で具体的な取組みということになりますと、ひとつには経営の改善ということで、しっかり見直していくということが重要です。

あるいは、診療報酬などに合わせた最もその病院にふさわしい収益を上げる方策など検討されておりますけれども、その中で言いますとやはり医師はじめ医療スタッフの確保というところが、院長はじめしっかりと体制をとられているというようなこともあります。平成25年度の地方独立行政法人化の前に、新たに前年度から院長に就任された方、その元で運営体制を検討していったところでございます。ですからただ単に経営改善という数値だけを捉えるのではなくて、病院の運営体制というのをしっかりと捉えて進めていったということが実情でございます。その他職員の中でも勉強会という形で定期的に経営改善の方法などを学んでおりました。

（佐久間会長）

経営企画部長。

（増田部長）

はい。経営企画部長の増田と申します。よろしくお願いします。ご質問にあった、一床当たりいくらという特別交付税の措置についてですが、こちらの方につきましてはですね、地方独立行政法人化をしても、従来の交付金は変わらないということでございますのでご理解を頂きたいと思います。以上でございます。

（佐久間会長）

ありがとうございました。

佐藤委員は今の答弁でよろしいでしょうか。

（佐藤委員）

はい、わかりました。

（佐久間会長）

他の委員の皆さんは何かございますでしょうか。

（黒野委員）

はい。

（佐久間委員）

黒野委員。

（黒野委員）

職員に対して色々説明されたみたいですが、反応はいかがだったのでしょうか。

（佐久間会長）

健康福祉部長。

（牛村部長）

はい。職員のほうに説明させていただいた状況ですけれども、一つには、鴨川市が出資する別の法人ということになりますので、そういう部分では今後自分たちの身分はどうなるでしょうかという声はいただきました。それに合わせて、自由度がこれまでよりも、柔軟且つ迅速な形の運営体制が図られる。そういう部分についてはこれまで以上に医師などの医療スタッフの確保とか、体制を整える中でしっかりと頑張っていける方法であれば、もっと見直しの中で進めていけたらいいのではないかと、そのようなご意見を頂きました。

（黒野委員）

概ね反対論が強いとか、それはなかった？

（牛村部長）

それはなかったです。

（佐久間会長）

他にいかがでしょうか。

（永井委員）

はい。すみません。

（佐久間会長）

永井委員。

（永井委員）

低脳なお話をさせていただいて申し訳ありませんけれども、今の経営と今度しようとする経営の良い点と、この辺がちょっと問題だよということがわかりましたら教えてください。特に具体的なことを言われないと私にはちょっと上手く理解できないんです。ですからできるだけ具体的な言葉が出てくるとありがたいと思います。以上です。

（佐久間会長）

市長、お願いします。

（市長）

まず1番初めに、ここにきて国保病院の建替えということで皆さんにお話したときに、すぐやる気のある人達が多かったです。国保病院というと今まで赤字垂れ流しということが多かったんですけれども、彼ら彼女たちは、今までもずっと黒字できた。本来ならば市からの交付金も5,000万、6,000万円ずっと出していれば、余裕がある状態だった。これから国保病院を建替える時、まだ独立行政法人がどうとかなかったんですけれども、なんせ自分達が何も言われなくて自分達の自由にこれをしたいと思ったら、いちいちお伺いを立てないでやっていけるような体制にしたいということが彼らから話が出たんです。それで今このように進めております。

実際どうかというと、今の形でいくと一つの予算を作るにしても、例えば看護師を何人と議会で枠を決めたらそのままいかなきゃいけない。看護師が欲しくても入れることもできない。議会を通して一つずつを決めていかなきゃいけないということで非常に遅れてしまう。それを自分たちで契約できたり決めたりできることでやりがいを持てる。それとお給料に関してはナースとかドクターに関しては他と比べて全然安ければもちろん来ませんし、その辺のところも自由に決められる。

そして人が集めやすくなる。その中で問題なのは、お給料が下がっちゃうんじゃないかという話もあるんですけども、今の国保病院の場合は医療従事者が非正規であったり、非常勤の方が非常に多い。役所と同じ事務職でいくと、何歳でいくら上がるけども、今はそこまで給料がいったないんで、ここまで仕事をすれば給与を上げることもできる。そのように、経営を自由に自分達でできるところが非常に強みであるということがあります。具体的なものが何かあったらお願いします。

（佐久間会長）

もう少し具体的なものが何かあったらお願いいたします。

（牛村部長）

はい。

（佐久間会長）

健康福祉部長。

（牛村部長）

大方市長が言った通りでございます。ありきたりになってしまうかもしれませんが、柔軟な形の運営方法ができるということになりますと、組織のモチベーション、やはりこれから頑張っていこうというところで、自分達がどういう病院をつくっていくか、今までの国保病院の良さを更に高める。そういう中では住民の皆さんのための病院として、どういう形ができるのだろうと。そういうようなところのこれまで以上にモチベーションを高めていけるという部分が出てくるかと思われます。その部分で言いますと、それぞれのセクションごとに、今まではある程度公立病院といえれば与えられたものとかそういうかたちでやっていた部分があります。

改善はそれなりにはしていただいてきてはいますけれども、さらにそれを良くしようという部分を自分達でその中の意見が通りやすい形、あるいはもう少し教育をして徹底させるとか。そういう部分も、しっかりやれるような改善、あるいは頑張ったならば頑張ったなりに、住民の皆さまから見ても良い形の声が上がるような、やる気になるようなマインドを高めるというようなことが、この経営形態の見直しの中では一つの方法ではないかなという風に思っております。そしてまたもう一つは、組織の部分で言えば医師はじめ医療スタッフの確保という部分も必要に応じて状況の中で迅速に確保する形を理事長のもとで進めていき、市役所の定員枠、限られた範囲というところからは撤廃されるというところがあります。

（市長）

医療機器一つ買うにしても、すべて議会にかけなければいけなかったところが、自分達でできるようになるということです。

（永井委員）

良き方向にもっていくというのは大事なことですからね。ただ理解されないまま動いてしまうと、一般の私どもにはちょっと理解できないんですけど、それが病院側の方にとっても良いし、体制の中でもそれが良いということなら賛成したいと思いますけれども、過去の先輩の人達がつくり上げた病院ですので、変えていくっていうのはその当時の方達のお話を伺っているので、こういう理由で良きものにしていきたいんだということで伝えていただければ大変ありがたいんですけども、はい。ありがとうございました。

（佐久間会長）

経営形態の見直しについては今日、独法化でいくという結論を出すのでしょうか。

（牛村部長）

視野に入れていくという感じです。

（市長）

視野というか、もうこれから独立行政法人化で進めていきます。これからのスケジュールもありますし、市の中の規則も変えなければいけないので今はそれで行かせていただきたいと考えております。予算を取るということはそれで進むという風にご理解いただいて、後は議会にかけて議会の方の議決をもらうという形です。

（佐久間会長）

確認なのですが、今日の委員会では、執行部とすればこの資料1の4ページ、一番最後の裏面になります今後の取り組み方針(案)の中で、独立行政法人化を視野に入れ、検討を開始したい。この方向で進むことを了承するという決議を今日するということで理解していただければと思います。

（金井委員）

一ついいですか。

（佐久間会長）

はい、金井委員。

（金井委員）

独立行政法人になった場合に、市議会とどうゆう関係にあるのかというのを具体的に教えていただきたいです。例えば、病床もあと20、30増床したいという場合には市議会は関係するのですか。それとも、理事長の下の中で進めるのか。逆にこれだけの赤字ならもうやめなくちゃいけないというのは、中だけでハイハイというわけにはいかないだろうから、その辺の関わり方を具体的に教えていただきたいです。

（佐久間会長）
健康福祉部長。

（牛村部長）

ただいま金井委員さんからの地方独立行政法人化の中での市議会との関係という部分をお答えさせていただきたいと思います。こちらの方は、地方独立行政法人法という法律がございます。先ほど申し上げましたように、地方独立行政法人は鴨川市が出資して設立する法人というようなことでございます。そのようなことから、まずは設立団体である鴨川市が議会にということでありますと、新しい法人の定款を定めて議会に了解をいただくということで最初に議会との関係が出てきます。大きな建替えとかそういうものが金井委員からお話がありましたけれども、中期目標あるいは長期目標というのは3年から5年スパンの目標と計画を作ることが必要になってきます。その計画については、新しい法人の中では評価委員会というものを設置してその中でご意見を頂きながらまとめたものを市議会に提案をして議決を経て公表していくということになります。ある程度計画をして、どのような病院の方針で進めていくんだというようなものがあれば、議会の議決を経て進めていくことになります。以上でございます。

（佐久間会長）
予算はどうでしょうか。

（牛村部長）

予算は病院の理事長のもとで通常の執行を予定しています。その中では長期のリース、あるいは契約をして、実際に経営する機器の購入ですとか、そういう部分も含めて理事長のもとということですから、直接、市でいちいちお伺いを立ててということではないということでございます。

（佐久間会長）
市から病院に対する繰出しについては市議会で議決するということですね。

（牛村部長）
そういうことですね。

（渡邊委員）
はい。

（佐久間会長）
はい、渡邊委員。

（渡邊委員）

はい。基本的な部分で言うと、非公務員型ですから今現在鴨川市職員として働いている職員については取り扱いをどうするんですか。一応意見を聞いて、そこに残って独立行政法人としてやっていくのか。これは余談になってしまうんですけど、健康福祉部長がここの職員だったらどうするか、参考として教えていただければと思います。

（佐久間会長）

健康福祉部長。

（牛村部長）

はい。職員に対してでございますけれども、非公務員型ということになれば、その身分ということでございます。まずは身分がどのような形になるのかということが職員の皆様に当然説明をしていくというのが必要になってきます。それと、他の制度との比較で地方独立行政法人化が良いのか悪いのかしっかりと理解をいただいて、その中で経営形態変更に伴う職員の処遇という部分は、個々にお一人お一人の考えもあるかと思いますので丁寧に説明をさせていただきたいと考えております。

私がここの職員であれば、地域住民のためにこれまでの国保病院としての医療を、経営形態が変わったとしても、同じ病院でしっかりと仕事をしていきたいと思います。

（佐久間会長）

はい、ありがとうございました。

（金井委員）

はい。

（佐久間会長）

はい、金井委員。

（金井委員）

職員の立場からで、非常に低俗なことを聞いて申し訳ございません。移行するときには、4月1日付けで公務員から非公務員に変わるわけですね。となると1回公務員は退職なんです。退職金が出る退職なんです。その辺のところはすでに決まっているのですか。それともこれから検討していくのですか。

（松本部長）

はい。

(佐久間会長)

はい、総務部長。

(松本部長)

今の状況、先ほど説明させていただいた通り、職員一人一人に説明をしているところです。中にはこれを機に退職するという意思の職員も出てくるのではないかと考えております。この場合にはですね、独法化する前の年度末で退職をした場合には現在の身分、つまりは一般職の行政職ということで、規定の退職手当等が決められた支給比率と勤務年数に応じて支給されます。

辞めずに継続して独法化以後も勤めますという場合においても支給率等は現行どおり継続していくということになります。さらに現在の給与額ですけれども、これにつきましては国保病院の職員も我々行政職の職員も給与表は同じ給与表です。医療職につきましては、千葉県の給料表と同じものを用いております。独法化になったらその給与表はどうか。ということで説明をいたしますと、その辺は独法化という法人の中で細かな部分を決めるということになります。今は条例上定めてありますので、これが条例の規定から外れますので、独立行政法人においてのさまざま規則を決めなければならないわけです。その中に給与はどうするのかということも入ってくるわけですが、他の独法化に移行した病院、実際に視察に行った新小山市民病院ですけれども、一定期間は現行の市の職員の給与をそのまま適用しているというような例が多いという状況です。それを参考にいたしまして、今申し上げました通り独法化としての国保病院の給与等を含めた規則等を今後つくっていくということになります。

(川崎委員)

はい。

(佐久間会長)

はい、川崎委員。

(川崎委員)

そうすると、今職員でいる市の職員は一般職として戻るといったことはないのか。退職するか独法化に残るかどちらかということなのか。

(松本部長)

はい。

(佐久間会長)

はい、総務部長。

（松本部長）

もう少し細かな部分の話になるんですけども、これはごく人数的には少ないかと思いますが、一般行政職の身分のままで、国保病院のほうに派遣をするというような形もありますので、その辺も踏まえて検討していきたいと思います。しかしながら、大多数の職員は専門職ですので、そこにそのまま継続していただく。若しくはですね、病院以外でも看護師等はふれあいセンターですとか、ごくごく少数ですけども、保育園で看護師職で勤務している職員もありますので、多少はそうように異動という形も不可能ではないと思いますが、原則は専門職については今の国保病院のままでお願いしたいと思います。

（渡邊委員）

はい。

（佐久間会長）

はい、渡邊委員。

（渡邊委員）

くれぐれも公務員法、自治法、労基法、これに違反しないようにきちんとやってもらわないと。どうも聞いているとその辺の認識が甘いような感じがするのだけど。一度鴨川市職員として募集をし、雇用されている人が、その自治体の都合によって、こうだとか、ああだとかとなるのはどうなのかなとちょっと心配するよね。特に労基法問題、その辺もですね、きちんと。あとは職員組合ともよく話し合ってお理解していただかないと。身分的な問題、あとはやはり年金。ただ退職金上積みして出すからいいよではなくて、将来問題など様々な分野にも影響してくる。極端な言い方をすれば民間方式と同じなんですよ。市の職員じゃなくなるわけですから。独立行政法人という一つの組織の中で給与や勤務体系を決めていく。ですから行政があんまり関与しないような形になる。行政側はなかなかそうやって言えないんですよ。

（永井委員）

極端にすぐこういうふうにしちゃうってのは凄い・・・

（渡邊委員）

極端というかまあそういうことで検討していますということですね。

（市長）

いずれにしても今、渡邊委員がおっしゃったようにその辺の労基法だとか法律だとか、それはきちんと守っていかなければ認められない。もう一つは今のドクター、ナースに関してはすぐ給料が下がっちゃうとか、今民間と比べて医療職の場合には高いとかはないです。ですからそんなに変わらない。それと、3年間はそのままの給与表を使っていこうという風に

も思っております。そしてなにしろ、働く人たちにとってそんな変なことしたらみんな辞めていっちゃうし、民間と同じだというけど民間とは違って、補助金が年間6,000万円近く国から出ていますし、民間だからといって酷使して酷いということもないです。ですから自由度をあげていくってということと、確かに身分っていうものは我々も丁寧にやっていかなければならないという風に思っております。ただ方針を決めないと何もできない。ということで理解を頂きたいという風に思います。

（永井委員）

私がここの運営委員やっていた頃は何億っていうお金を持っていたんですけど国保はね。でも10何年かの間に赤字経営になっちゃっている。そういう中で、交付金が入るにしても、万が一、建物は市が一切責任を持って建ててくださるんでしょうけど、その後の経営で、運営の問題などで、借金の問題が出てきてしまったときに市はノータッチになってしまいませんか。理事長中心にというと、そういう風にはならないと国保の場合は思ってますけれど。今現在がそういう状態なので。

（市長）

それは同じです。むしろ今のままで行くんだったら、国保病院はなくなります。なくしたほうがいいです。それで行くのであれば本当に外来一つにして、何もしないでクリニックにしたらただ外来だけやってやめるしかないんです。それを打開するために今ここまでやってきているってこともご理解を頂きたいと思います。それが全部だめで市のものっていうことであれば皆さんにご了解を得て、診療所だけにやっていって、一番安全な道を選ぶしかありません。今まで色んな意見もありましたし、色んな中から選んでいく。そうなってくるとやはり今の独法化という自由度を持ちながら自分たちの責任の下でこの病院を運営していくことが基本にないといけない。というところからも、最後に独法化というのがきたときには、渡邊委員がおっしゃっているような法律は絶対に守りながら、やっていくという風に決めないといけないかなというところまできております。

（永井委員）

市においてけぼりにされちゃったらと、その辺が凄い心配、今までも交付金を頂くのにだいぶ事務長の方は大変苦労なさって市から補助金を頂いたような。1,000万円のお金を頂くのにも本当に苦労してらっしゃった姿を見ているので。

（市長）

本当は5,000万円です。

（永井委員）

最近5,000万円になっていますけれど、そのちょっと前は1,000万円が出る前のときは大変でしたよ。そういう姿を見ているので、経営は病院の中でやるという方針に当時決めた

んだからってことでなっていくと、本当にもっと良くなっていくとは思うんですけど、なんとかその辺のところの交渉をうまく話し合いつけておかないと、大変だなあと思って。

（増田部長）

はい。

（佐久間会長）

はい、経営企画部長。

（増田部長）

財政担当の管轄ですので私のほうから答えさせていただきます。今現在は、国から措置されている交付税に見合う分については病院に繰出しさせていただいております。また今回の病院の建設に対してかかる一般財源分についてもプラスして繰出していこうというような状況にあります。できれば今後交付税で得られている分、その分を繰出すということで病院のほううまく回転してくれればいいと考えております。それでも駄目だという場合には市全体を考えてどうするかというところを決定していくことになるかなと考えております。これ以上はなんとも言えないです。よろしくお願いします。

（渡邊委員）

はい。

（佐久間会長）

はい、渡邊委員。

（渡邊委員）

独立行政法人は交付税対象事業に入りますか。

（増田部長）

地方独立行政法人になっても、これまでの交付税措置がなくなるということはないです。

ただ、今までは特別会計の繰出し金という形で措置していましたが、支出の繰出し金ではなくなる。例えば補助金だとか出資金だとか、そういった形になると思います。

（川崎委員）

はい。

（佐久間会長）

はい、川崎委員。

（川崎委員）

市の出資になると思うんだけど、出資額はどれくらいで考えていますか。

（牛村部長）

はい。

（佐久間会長）

はい、健康福祉部長。

（牛村部長）

出資額の捉え方なんですけれども、当然現金での金額という部分もございます。それに併せて出資というのは財産という形の捉え方でございまして、例えば今の病院の医療機器でありますとか実際に今ある設備、備品関係というものもしっかり年度の切換えでそういうものも出資のかたちで新たな法人に引き継がれるというようなことでございます。金額そのものという捉え方ではないです。

（川崎委員）

当然じゃあ、建物はこれから市が建てますよね。建てたものを移行するという形になりますか。新築された病院も。

（牛村部長）

その辺はですね、これから総務省の協議を経て建替えという形を進めております。まあそういう部分も、これから建替え工事が始まる部分と、経営形態の見直しについてはこれから具体的に詰めていき明確にしていきます。

（市長）

20億円あるうちの合併特例債を使うと5億円は使えるわけだ。5億円のうちの市の負担は3億円。残りは15億円、15億円のうちの半分は市で持たなきゃいけないことになっている。市が7億5千万円。病院も7億5千万円。30年間で起債を返していく。そういった仕組み。年間で2,500万円ぐらい。建てた分については、全額返済してもまだお金は溜まっている。あとはその中の基本的な投資のことに关してはかなりの物を埋めることができる。あとはその中で独法化しながら自分たちの給与は自分たちで稼ぐんだという思いでやっていくかたちです。

（川崎委員）

運転資金を考えちゃうと、かなりきついんじゃないかなと思う。

（金井委員）

民間の法人の現実の問題は、建物に20億円価値があっても、20億円のお金がそこにあるわけじゃない。それを売れば別ですけど。ようするに日々の運転資金の問題ですね。運転資金が赤になることもあるわけですよ。赤が続いたら持ち金が無くなりますから、借りようが自転車操業になる。それはもう完全に危ない状況、ですから向こう10年位の中で、運転資金が赤になりうることを前提として、枯渇しないように市が何らかの介入をするという心づもりがないと単純に借りるしかなくなる。借りれば必ず返さなくてはいけない。ですから、独立行政法人になったときの財産の分散は市にお任せだと私は思いますが、最小限の月々の運転資金は考慮して最初スタートしないと、どんなに頑張っても非常に特殊なことをやっていない限りは、我々のところもそうですけれど、やっぱり非常に厳しいです。我々の経験で行くと10年、20年前は、必ず消費物価の上がる率と連動して医療費は上がっていた。人件費を上げてそれで賄っていた。今医療費は上がっていません。必ずマイナスです。黒字幅はどんどん減っていく。どんなに頑張っても上げるということは大前提に考えていけないとは思っております。

（川崎委員）

最初のうちは、出資して独法に切り替えるかたちを取らないと、運営すること事態がなかなか厳しいんじゃないのかなと。財産の移行はわかるんだけど、私が言いたかったのは運転資金なので。それをしっかりと見て、独法に切り替えていった方がいいんじゃないのかなと。それは考慮してもらいたいと思います。

（渡邊委員）

建物は新しくなっても中身が整わないと中々その先は行かないと思うので、今のお医者さんの体制で行ったらどんなものを作っても私はプラスになるということはありません。それは何故かと言ったら特に外科関係なんかで言うと盲腸すら亀田へ送られちゃうような状況とすれば、これはもうどんなものをやったって患者さんは国保に来なくなっちゃうと思うんですよね。だからできるだけこういうことも、国保に行けば診てもらえるんだというかたちのスタッフ揃えをしてもらわないと、どんな立派な施設を作ろうが、あるいは独法化をしようが、3年持つかないと心配しちゃうくらい、その辺の中のスタッフをきちんとしてもらうことが第1なんじゃないかと。それから、スタッフが揃っていてこうだよと言えば、どんどん患者さんたちも来るようになると思うので、その辺を是非ともお願いしたいと思います。以上です。

（市長）

それについては一番初めに話したように、今はプライマリケアを中心にして、病院機能については急性期は20床、回復期は30床、療養型が20床として、その中でドクターがどこまで手術するか。手術するとなると、麻酔が必要だ。あるいはオペ室が必要だ。それに対して色んな機器が必要だとなってくると、どこまで手術をするのか。亀田病院と同じ手術をやるのかということこれは意味がない。長狭の住民たちは、送ってそして帰ってきて、そこで診る。

内容はこういう風にしていこうか、どういう医師を集めようかというのは今やっていますので。これは今のところ、間違った方針ではないなと自分たちは思っております。もう少し待って欲しいなと思います。

（佐久間会長）

だいが煮詰まってきましたが、他に不明な点はございますでしょうか。

（質疑なし）

（佐久間会長）

特にないようですので、お諮りいたします。国保病院の経営形態の見直しについては独法化を視野に入れ検討するということでご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

（佐久間会長）

はい、ありがとうございます。異議なしということで独法化を視野に入れるということでご承認いただいたものといたします。次に、議事２「平成 30 年度病院事業会計補正予算・第 1 号」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

（岩瀬事務長）

はい。

（佐久間会長）

岩瀬事務長。

（岩瀬事務長）

それではですね、ただいま議論していただきました通り、独法化を視野に検討を進めるということに基づきまして、平成 30 年度の病院事業会計補正予算第 1 号を上げさせていただきたいということで説明をさせていただきます。資料の 2 をご覧頂きたいと思います。

（資料 2 の説明）

（佐久間会長）

はい、ありがとうございました。特別会計補正予算につきまして、質疑をお受けしたいと思います。

（高梨委員）

はい。

（佐久間会長）

はい、高梨委員。

（高梨委員）

医師住宅の建替えということですが、古い壊す医師住宅の耐用年数がまだ残っているんじゃないのかなと思うのですが、県から補助金をもらって建てたものですから、県への補助金の返還を多分やらなくちゃいけないかもしれないので、耐用年数がまだ残っていればその割合によって結構協議した方がいいんじゃないのかなと思います。

（佐久間会長）

はい、事務長。

（岩瀬事務長）

はい。その辺はですね、内容を確認させていただいてそのように対応させていただきます。

（佐久間会長）

そちらの方はいずれにしましても、確認する必要があると思いますのでしっかり確認します。

（永井委員）

はい。ちょっとすみません。

（佐久間会長）

はい、永井委員。

（永井委員）

これだけの事業をやっていくのに、今までの仕事がたくさんある中に、これだけの仕事をするための事務屋さんというような人は入らなくて病院側のほうは大丈夫でしょうかね。フル回転にやってくださるボランティアさんがいればいいけれども、私も学童保育やらを作ったときに、もう家庭相談員なのに、フル回転で夜寝ずにやったのを覚えているのですけれどね、病院側でも今やっている仕事で目いっぱいだろうと思うんです。そこで、今度専門のその方がいれば、病院側も本業が達成できると思うけれども、これを抱えて事務長がやるとなったら事務長さんパンクしちゃうんじゃないかと思うんで、その辺は考えていただいているでしょうか。

（松本部長）

はい。

（佐久間会長）

はい、総務部長。

（松本部長）

それでは私の方からお答えいたします。確かに初めてのことでありますので、大変さは十分理解をしております。そこで、今回の補正予算の中に上がってきております委託料の1600万円、これも独法化に向けての専門的な知識、経験のある法人に委託しようというものでございます。さらには職員の体制ですけれども、例えば独法化に向けてのさまざまな例規、今ある条例として持っている部分、これを廃止なり一部改正なりする必要があります。さらには、独法化としての今の条例に変わるべきものをこれから作っていかねばならない。というような部分でございます。

そして一方で会計の問題についてですが、今は企業会計ですけれども、これをさらに独立させた部分での会計的なものも今後設置をしていかなければならないという風なことが想定されますので、具体的に言いますと総務課の行政係や財政課の職員、これらが一つのチームという形で業務に当たっていきたいという風に考えております。国保病院の方でも、コンサルの委託とは別に人的な部分でも補充していきたいと思います。それから今回補正で計上しております委託料とは別にですね、例規の部分で注文業者等もありますので、今後条件等が揃えばそれらの専門的な業者に例規整備の部分でもお願いをする方法もありますので、検討していききたいと思います。

（佐久間会長）

体制については、建設に関わる事務チームを作るというような答弁でございました。他にいかがでしょうか。今回は一般会計からの繰り入れが1,600万円、企業債の借入れが9,960万円、これを追加するということになります。この医師住宅の部分1億1,000万円に関しましては25億円の外枠になるという理解でよろしいですね。

（岩瀬事務長）

はい。

（佐久間会長）

はい、事務長。

（岩瀬事務長）

今申し上げた通りですね、当初の25億円の外枠になります。以上です。

（佐久間会長）

はい。それでは補正予算に関してはよろしいでしょうか。

（質疑なし）

（佐久間会長）

それでは質疑がないようですのでこれで質疑を終了いたします。「平成 30 年度病院事業会計補正予算・第 1 号」は、承認することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なし）

（佐久間会長）

特にないようですので承認することに決定いたしました。

それでは、議事の中でその他としてございますがその他なにかございますでしょうか。

特にないようですので、次第の 4「その他」に移ります。なにかありますかでしょうか。

4 その他

（岩瀬事務長）

それでは次回の日程に関して報告させていただきたいと思いますが、次回は 8 月の上旬になるかと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

（佐久間会長）

それでは、その他の連絡事項が終わりましたので、ここでせっかくの機会ですので、病院運営について林院長よりご挨拶いただきます。

（林院長）

当院の近い将来の経営形態に非常に熱い議論を行っていただきました。我々医療人としては、市民の健康福祉のためにひたすら頑張るしかないと思っております。また、今後皆さまの英知でこの病院をぜひ応援してください。本日はありがとうございました。

（佐久間会長）

ありがとうございました。それではこれですべての日程が終了しました。今回も前回と同様に「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」によりまして会議録を公開することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

（佐久間会長）

それでは、公開するということでご了承をお願いします。

以上で、本日の会議はすべて終了いたしました。議事進行にご協力いただきありがとうございました。事務局にお返しいたします。

5 閉会

(事務局)

ありがとうございました。それではこれをもちまして閉会とさせていただきます。

本日はどうもお疲れ様でございました。

平成 30 年 7 月 23 日

会議録署名人 佐久間 章